

○宮古島市章の使用に関する要綱

平成28年 3 月 31 日

告示第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市市章（平成17年宮古島市告示第1号。以下「市章」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の原則)

第2条 市章は、本市を象徴するものであり、その意義を失わないよう、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

(対象)

第3条 市章を使用できる者は、市内で広くその活動が認められる団体及び個人とする。ただし、市長が特に認めるものについては、その限りでない。

(申請)

第4条 市章を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、宮古島市章使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市が使用する場合にあっては、申請を要しないものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 市章の使用箇所図
- (3) その他市長が必要と認める書類

(許可)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容等を審査し、その諾否を宮古島市章使用許可・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用承認の制限)

第6条 市長は、市章の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 市を表象する必要がないとき。
- (2) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (3) 営利、政治活動、宗教活動又は売名を目的としているとき。

- (4) 自己の商標又は意匠として独占的に使用するおそれがあるとき。
- (5) 市の事業と混同されるおそれがあるとき。
- (6) その他その使用が適当でないと思われるとき。

(許可の消滅)

第7条 第5条の規定により受けた許可は、次の各号のいずれかに該当する日をもって消滅するものとする。

- (1) 使用期限が切れた日
- (2) 使用目的が消滅した日

(許可の取消し)

第8条 市長は、第5条の規定による許可を受けた者が、第6条各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により承認を取り消したことによって生じた損害に対しては、市長は、その責めを負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市章の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(宮古島市章の使用に関する要綱の廃止)

- 2 宮古島市章の使用に関する要綱（平成18年宮古島市訓令第35号）は、廃止する。

(宮古島市章の使用に関する要綱の廃止に伴う経過措置)

- 3 この告示の施行の際、現に市長の承認を得て市章を使用している者は、第5条の規定による承認を得たものとみなす。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

宮古島市長 殿

申請者 住所

氏名

電話

※法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

宮古島市章使用許可申請書

下記のとおり市章を使用したいので許可されるよう申請します。

記

使用目的	
使用場所(箇所)	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	

備考：使用例を記載した図面等を添付してください。

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

殿

宮古島市長

宮古島市章使用 許可 ・ 却下 通知書

年 月 日付で申請のありましたことについて、下記のとおり通知します。

記

通知区分	許 可 ・ 却 下
許可条件 又は 却下理由	
備 考	

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）